資 料

道路移動等円滑化基準条例(案)を制定することに伴う意見公募について

平成24年7月27日 建設部土木事務所

■道路移動等円滑化基準条例を制定することに至った背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年6月21日法律第91号)の一部が改正され、これまで、同法などで全国一律に定められていた移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準(平成18年国土交通省令第116号)について、地方自治体がそれぞれの判断に基づき対応することとなりました。

これに伴い、江別市では、条例制定における対応について検討を進めております。

この度はその対応のための案について、市民の声をお聴きするため、意見公募を行います。

■道路移動等円滑化基準条例(案)の制定することと判断した理由

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、省令で定められていた基準に基づいて江別市の道路の構造に関する基準を適切に運用することを検討した結果、国の基準に従うことが適切と思われるものと北海道福祉のまちづくり条例との整合を図った道条例(案)の内容を踏まえて条例を制定することとしました。

なお、市道に現存しない施設で、将来設置されることがない施設の基準については、規定から除外することとします。

■道路移動等円滑化基準条例(案)の概要

項目	国の基準	市の基準 (案)
【歩道等】 横断歩道に接続す る歩道等の部分	省令第9条 ・横断歩道に接続する歩道等の縁端は車道等の部分より標準で2センチメートル高くすることを標準とする規定。・上記に接続する歩道等の部分は車いすが円滑に転回できる構造とする規定。	・排水溝を設ける場合は、歩道の 切り下げ部分に位置しないよう にするとともに、つえ、車いす のキャスター等が落ち込まない 構造の溝ぶたを設けることを追 加規定。
【立体横断施設】 傾斜路	省令第13条 ・立体横断施設に設ける傾斜路の幅員、 縦断勾配、手すり、路面等の規定。	・手すりの基準に、手すりの端部 が突出しない構造とすることを 追加規定。
【立体横断施設】 通路	省令第15条 ・立体横断施設に設ける通路の幅員、縦 断勾配、手すり、路面等の規定。	・手すりの基準に、手すりの端部 が突出しない構造とすることを 追加規定。

項目	国の基準	市の基準(案)
【立体横断施設】 階段	省令第15条 ・立体横断施設に設ける階段の幅員、縦断勾配、手すり、路面等の規定。	・手すりの基準に、手すりの端部 が突出しない構造とすることを 追加規定。
【乗合自動車停留所】	省令第17条から第18条 ・乗合自動車停留所の車道等に対する高 さ15センチメートルの規定。 ・ベンチ及び上屋設置の規定。	・国の基準どおり
【自動車駐車場】	省令第23条から第32条 ・障害者用駐車施設及び障害者用停車施 設を設ける規定。 ・出入口、通路、エレベーター、傾斜路、 階段、屋根及び便所は、一定の構造を 備えるものとする規定。	・国の基準どおり
【移動等円滑化のために必要なその他の施設等】		・国の基準どおり

■施行期日

平成25年4月1日(予定)

■参考資料

- ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 抜粋
- ○移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令
- ○北海道福祉のまちづくり条例